

○医療用具の一般的名称等について

(平成七年六月二六日)

(薬発第六〇一号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

今般、薬事法の一部を改正する法律(平成六年法律第五〇号)、薬事法施行令の一部を改正する政令(平成七年政令第二二二号)、薬事法施行規則の一部を改正する省令(平成七年厚生省令第三九号)等の施行に伴い、標記について、別添のとおり、全面的に改正し、平成七年七月一日以降の医療用具の製造(輸入)の承認・許可申請から適用することとしたので、貴管下関係業者等に対し周知徹底を図られたい。これに伴い、昭和五八年九月二八日薬発第七五二号厚生省薬務局長通知「医療用具の一般的名称と分類について」は平成七年六月三〇日をもって廃止する。

なお、分類番号、英文名、内容概略等については、追って通知する。

別添 略